

平成28年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

第1問 次の各問いに答えなさい。(各4点×10問)。

- (1) 近代私法の三大原則といわれるのは、契約自由の原則と過失責任の原則のほか、もう1つは財産取引関係における私有財産権の確保に関する原則であるが、それは何か。
- (2) 法人設立のやり方には、特許主義や許可主義などがあるが、一般社団法人や一般財団法人のように、主務官庁の許可を必要とせず、法律の定める一定の要件を具備することによってその成立が認められるやり方を何主義というか。
- (3) 他人の土地を自己の土地の便益のために利用する物権が設定された土地(例として、隣地の所有者が自動車で通行するために他人の土地上に道路が開設された場合に、その道路が存在する他人の土地)のことを何というか。
- (4) 根抵当権や貸金等根保証契約では、あらかじめ金額の枠を決めておいて、当事者間の取引に従って債務額が増減変更しても、常にその枠内の金額については抵当権ないし保証の効力が及ぶとされる。この金額の枠のことを何というか。
- (5) 民法は、公平、当事者の意思、社会政策的配慮から、一定の優遇すべき債権者について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を認めている。この権利を何というか。
- (6) 「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」と定義されているのは何のことか。
- (7) 事業者と消費者との間の情報の質、量及び交渉力の格差から、消費者を保護するために、一定の場合に、消費者が事業者とした契約を取り消したり、その条項を無効とする旨が定められている法律が平成12年に制定された。この法律の名称は何か。
- (8) ビル改修事件の判決(最判平成7年9月19日民集49巻8号2805頁)は、かつてのブルドーザー事件の判決(最判昭和45年7月16日民集24巻7号909頁)で採用された肯定説の立場から限定承認説の立場に変更したとされるが、そこで問題となった権利、すなわち、契約外の第三者が利益を得た場合に、第三者に対する不当利得返還請求権のことを何というか。
- (9) 扶養には、お互いが同じレベルの生活水準を維持するという意味での扶養の義務と自分の生活に余裕のある場合に他を援助する義務の2つに区別されることがある。後者を生活扶助義務というが、前者を何というか。
- (10) 相続によって得た積極財産の限度においてだけ、被相続人の債務を相続することを何というか。

**第2問** 次の問題について、解答用紙に各12行以内で解答しなさい。

- (1) 損害賠償の範囲に関する相当因果関係説とはどのような学説かについて説明しなさい。〔配点20点〕
- (2) 被害者の素因によって、被害が発生・拡大した場合に、加害者の賠償すべき損害の減額が認められるかについて、判例の立場を説明しなさい。〔配点20点〕

**第3問** (40点)

A女とB男は、平成元年2月1日に結婚した。AB間に子はなく、平成10年にC女の子D(当時5歳)と家庭裁判所の許可を得て養子縁組をした。A女の実家は、地方でE商店を営んでいたが、平成17年6月、経営が悪化して倒産状態に陥った。実家の親から援助を求められたAは、実家のためになんとかしたいと思い、平成17年8月、E商店に対し債権を有していたF会社の経営者Gからの求めに応じて、夫であるBが海外に単身赴任している間にBに無断で、Bが所有する別荘の土地建物(甲不動産)をBの代理人としてGに売却する契約を締結し、BG間に売買があったことを原因とするGへの所有権移転登記がなされた。この売買は、Gにとっては債権回収の目的のためにされたものであった。なお、甲不動産は、BがAとの婚姻前に自己の収入によって購入したBの特有財産であり、婚姻当初からB名義の登記がされていた。

平成20年6月、BがH女と浮気をしたことが原因で、夫婦間は口も聞かない状態になり、翌年からBはADのもとを離れて、Hと同棲するようになり、その間に2人と子供が生まれて今日まで仲良く暮らしている。他方、Dは、大学法学部を卒業して、現在は法科大学院に入学して、弁護士になることをめざして勉学している。

- (1) 今年(平成27年)になってはじめて、Bは、甲不動産の名義がGになっていることを知ったが、すでにAとは断絶状態であったので、その経緯は知らない。Bは、甲不動産の売却や登記申請手続はしたことがなく無効であるとして、Gに対してその移転登記の抹消登記手続を求めることができるか。どのようなことが問題となるか、それに対するGの反論を想定して論じなさい。〔配点20点〕
- (2) Bは、すでに事実上夫婦として生活しているHやHとの間に生まれた子供のためにも、Aと離婚して、Hと結婚したい。他方、Aとしては絶対に離婚だけはしたくない。Bの離婚請求は認められるか。これまでの判例の変遷を踏まえて、論じなさい。〔配点20点〕